



2020年度交換留学派遣学生募集要項 (8～10月派遣)(3次募集)

福島大学と各学生交流協定締結校との学生交流に関する細則に基づき、毎年本学学生(大学院生を含む)を各学生交流協定締結校に派遣します。留学を希望する学生は以下により応募してください。

出願資格

出願資格は、派遣留学申し込み時において、以下の基準を満たすものとします。

- (1) 海外派遣留学募集時点で本学の学生であること。かつ、2セメスター以上の留学の場合は、次年度4月においても本学の学生であること。
- (2) 派遣先大学での単位取得または専門の研究をする目的が明確であること。なお、日本学生支援機構奨学金を受給する場合は、単位取得が必須要件となります。
- (3) 語学条件が設定されている協定校について、別表1に定める語学要件を満たしている者。
- (4) 留学期間終了後、本学で卒業・修了できる者。

募集の時点で非正規生である者は対象外とします。

成績不良により最低修業年限を経過している者は対象外とします。

外国人留学生のうち国費留学生、奨学金を受給しているまたは受給を予定している者は対象外とします。但し、渡航の時点で奨学金の支給が終了している者、又は奨学金の支給を辞退する予定の者は出願可能とします。

(3)の語学要件を出願時に満たしていない場合も申請することができますが、面接時までには要件を満たさない場合は、原則、選考対象外とします。但し、面接時までに応募予定の大学への他の応募者数が派遣枠数を下回っている場合は、面接選考の対象とします。その場合は、国際交流センターが定める期日までに要件を満たすことを派遣条件とする「条件付き合格」とすることもあります。

申請時において複数校への併願を認めますが、面接を受けることのできる協定校は第1希望の1校とします。

出願方法

希望者は、次の書類を下記出願先まで提出してください。

(書類様式は国際交流センター事務室で受け取るか、国際交流センターHPよりダウンロードしてください。)

HP: <http://kokusai.adb.fukushima-u.ac.jp/>

- (1) 派遣留学申請書(様式1)
- (2) 留学希望理由書(様式2)
- (3) 派遣留学制度応募に関する承諾書(様式3)
- (4) 成績証明書
- (5) 指導教員の推薦状(様式4)
- (6) 語学資格に関する証明書(語学検定試験等を受験したことがある場合)

選抜方法

派遣学生の選考は、書類選考及び面接にて行います。

(書類選考)

成績評価係数に基づき選考を行い、面接者を決定いたします。

(面接選考)

以下の面接評価ポイントに基づき面接を行います。

	評価ポイント	詳細	点数 (50 点満点)	
1	留学の目的・理由・意欲、 協定校に対する知識	語学学習だけでなく、留学をする理由等が明確であるか。事前に協定校について調べているか	10 点満点	
2	学習計画・留学後の進路	派遣協定校における学習計画 卒業・修了後の進路、目標等が明確であるか	5 点満点	
3	ビザ取得・危機管理能力	ビザ取得に関する知識、海外での犯罪に対する危機管理意識について十分検討しているか	5 点満点	
4	言語能力	過去の語学学習状況及び留学後の語学学習計画をヒアリングにて把握	10 点満点	
5	語学資格	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・TOEFL-ITP 500 点以上 ・TOEFL-iBT 61 以上 ・IELTS 5 以上 ・英語以外の語学検定試験の場合、下から2番目以上のレベル 	10 点満点
		5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・TOEFL-ITP 470 ~ 499 ・TOEFL-iBT 52 ~ 60 ・IELTS 4.5 ・TOEIC 受験者 (点数不問) ・英語以外の語学検定試験の場合、最下位レベル 	
		0 点	・上記以外	
6	国際交流活動への 貢献度	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動への参加経験が2回以上の者 ・国際交流活動への参加経験が1回あり、かつ過去にチューター又は留学生サポーター、バディの経験がある者 	10 点満点
		5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動への参加経験が1回の者 ・過去にチューター又は留学生サポーター、バディを経験した者 	
		0 点	・上記以外	

総得点と同順位の場合は、書類選考時の成績評価係数の高い者を派遣者とします。

面接試験の順位は、奨学金等の選考にも用います。

派遣留学決定後、対象者が、「渡航先のビザの取得不可」、「素行・生活状況等に問題のある場合」等の場合は、推薦を取り消すことがあります。

定められた派遣者数を超過した応募数があったことにより不合格となった者で、国際交流センター運営会議において派遣するに足る能力があると判断された応募者については、派遣枠に空きがある場合に限り、国際交流センター運営会議の議を経て第2希望又は第3希望の大学への派遣を認めます。

留学に対する意欲やコミュニケーション力等を見るために、面接選考で、一部の項目について、外国語による自己紹介等をしてもらいます。

出願期限・出願先

2020年5月25日(月) 16:30 国際交流センター

2020年5月27日(水)～5月29日(金) 面接選考(予定)

面接選考は、オンラインで実施する可能性もあります。

その他

1. 派遣の正式決定について

正式に派遣決定となるのは、派遣先大学より受入決定の連絡があったときになります。本選考で派遣決定となった場合でも、派遣先大学による協議の結果により受入できないと連絡があった場合には、派遣されません。

2. 本選考合格後の派遣先大学の変更について

本選考合格後に派遣先大学を変更することは、原則認めません。ただし、以下の場合、国際交流センター運営会議の議を経て、第2希望または第3希望の大学、もしくは第1希望と同一国の大学への変更を認めます。

本選考により派遣決定した大学から受入できないとの連絡があった場合。

本選考により派遣決定後、応募者が希望するプログラム内容と派遣先大学が提供するプログラム内容に乖離があると認められる場合。

「条件付き合格」となった者で、定められた日時までに語学要件を満たすことができなかった場合。

なお、上記の変更は、変更先大学のノミネーション期限の前に行うことが条件となります。

3. 留学派遣大学で修得した単位について

修得した単位の認定は、当該学生からの申請がある場合に限り、各学類教務委員(大学院生は対応する委員会)の審査を経て学類長(研究科長)により行われます。

4. 授業料等について

学術交流協定締結校の検定料、入学料及び授業料は、交流協定に基づき免除されます。ただし、留学する年度の福島大学への授業料は納入しなければなりません。その他、渡航費、生活費など留学にかかる費用は自己負担ですが渡航費に関しては福島大学学術振興基金で一部補助される予定です。

5. 海外保険への加入について

派遣学生に選考された場合、必ず渡航予定日の1ヵ月前までに海外留学保険に加入し、加入の証明をセンターに提出してください。



2020年度交換留学派遣奨学金の支給について

下記の奨学金は、返還の必要のない受給型奨学金となります。但し、奨学金を受給するには、定められた成績要件（令和元年度の成績評価係数 2.30 以上）をクリアし、かつ、面接選考成績のスコアが上位となる必要があります。また、奨学金を受給した場合は、留学先では、語学学習のほか、指定の課題を行う必要があります。（課題については、派遣決定者に後日お知らせします。）
奨学金の受給者は、書類選考・面接選考の上、国際交流センター運営会議の議を経て決定します。

（１）日本学生支援機構奨学金

派遣国・大学により、採用枠及び語学条件に制限有り。

（２）福島大学学生教育支援基金奨学金

本奨学金は、日本学生支援機構奨学金不採用者を対象に支給しますが、予算額が未確定のため、受給人数及び支給金額は、派遣者決定後に支給対象となる学生に直接通知します。